

土壌汚染対策法第4条に基づく届出について

■ 土壌汚染対策法

制 定：平成14年5月公布（平成15年2月施行）

目 的：土壌汚染の状況の把握の措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定め、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護

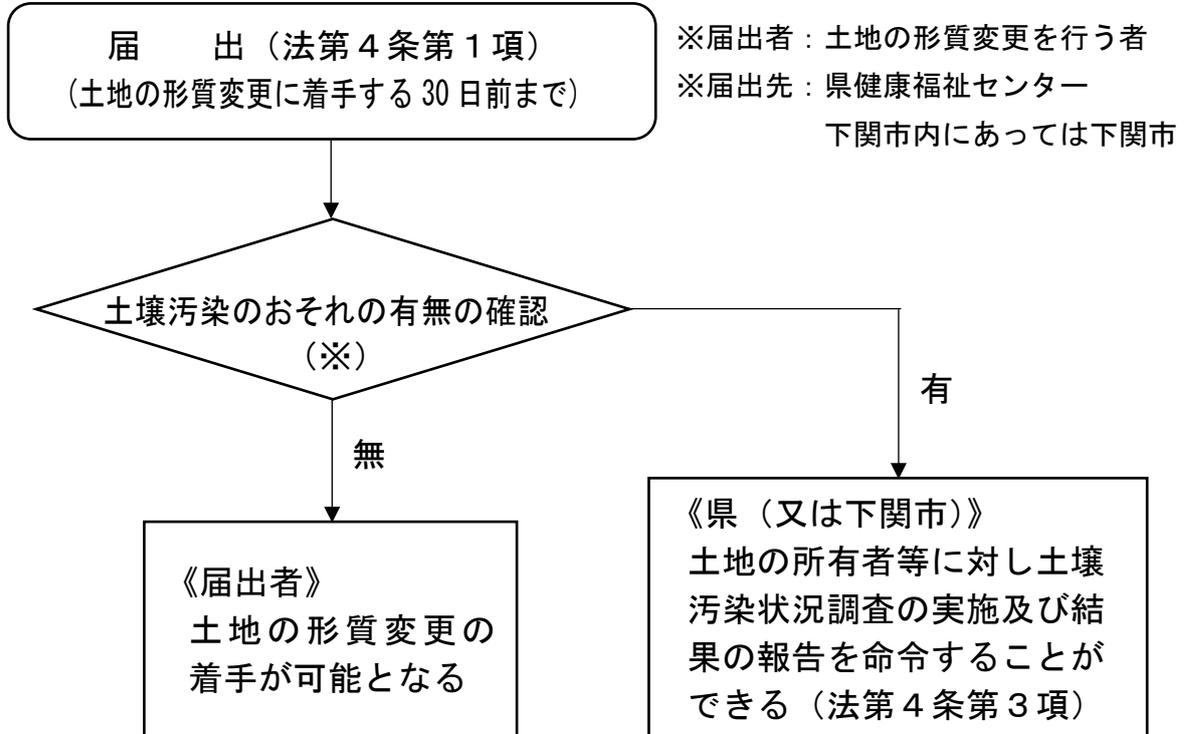
■ 一定規模以上の土地の形質変更の届出（法第4条第1項）

施行日：平成22年4月1日（法改正による）

内 容：一定規模（面積3,000㎡）以上の土地の形質変更（掘削・盛土など）を行う場合には、事前に県知事（又は下関市長）への届出が必要
《届出対象とならない行為（抜粋）》

- 1 次のすべてに該当する場合
 - ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
 - ② 形質の変更に伴い土壌の飛散・流出が生じない。
 - ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が50cm未満である。
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行われる場合

■ 法第4条手続きの流れ



（※）土壌汚染のおそれの有無の確認について

行政（県健康福祉センター・市町）が保有している土地履歴の情報により、揮発性有機化合物や重金属等の特定有害物質（法施行令第1条）による土壌汚染のおそれの有無（法施行規則第26条各号）を確認するもの